

議案第61号

鉾山閉塞請求調停事件に係る調停について

鉾山閉塞請求調停事件に係る調停について、次のとおり同意することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

1 事件の名称

令和3年(ノ)第7号鉾山閉塞請求調停事件

2 申立人

秋田県大館市花岡町字堤沢42番地

卯根倉鉾業株式会社

代表取締役 晴 山 智

3 事件の内容

申立人と使用貸借契約を締結し、観光施設として使用していた洞窟の湯外6坑道について、その閉塞義務者がどちらであるか協議を重ねてきたところ、令和3年2月に申立人から調停申立書が提出され、令和3年11月9日付けで花巻簡易裁判所から調停に代わる決定条項(案)が示されたものである。

4 調停に代わる決定条項(案)

- (1) 申立人は、北上市に対し、別紙1坑道図①から⑦記載の次のアからキまでの坑口(旧坑2は坑口2箇所、旧坑2以外は坑口が1箇所の合計8箇所)について、令和4年12月31日限り工事を完了させるよう、閉塞工事を行う。
 - ア ①の大切坑
 - イ ②の中切坑
 - ウ ③の新坑
 - エ ④の旧坑1
 - オ ⑤の旧坑2
 - カ ⑥の旧坑3
 - キ ⑦の旧坑4
- (2) 申立人は、前号の閉塞工事を行うことができない事由あるいは工事を延長せざるを得ない事由などがあるときは、北上市と別途協議する。
- (3) 申立人と北上市は、第1号の閉塞工事に係る工事費用(消費税込み)を10分し、その8を北上市の負担とし、その2を申立人の負担とすることを合意する。

ただし、北上市の負担額は933万6,800円を上限とし、その余は申立人の負担とする。
- (4) 北上市は、申立人に対し、当事者双方が立ち会って第1号の閉塞工事の完了し

たことが認められるときは、工事完了確認の日の翌日から30日以内に、前号の金員を、申立人名義の預金口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、北上市の負担とする。

- (5) 北上市は、申立人に対し、第1号の閉塞工事を実施するために、工事に必要な国有林野貸与契約地内の転貸については、北上市が申立人に代わって必要な手続等を行って無償で使用させるほか、第1号の閉塞工事に協力を行う。
- (6) 申立人は、その余の請求を放棄する。
- (7) 申立人及び北上市は、申立人と北上市の間には、本件に関し、この調停に代わる決定条項に定めるほか、何ら債権債務のないことを相互に確認する。
- (8) 調停費用は、各自の負担とする。

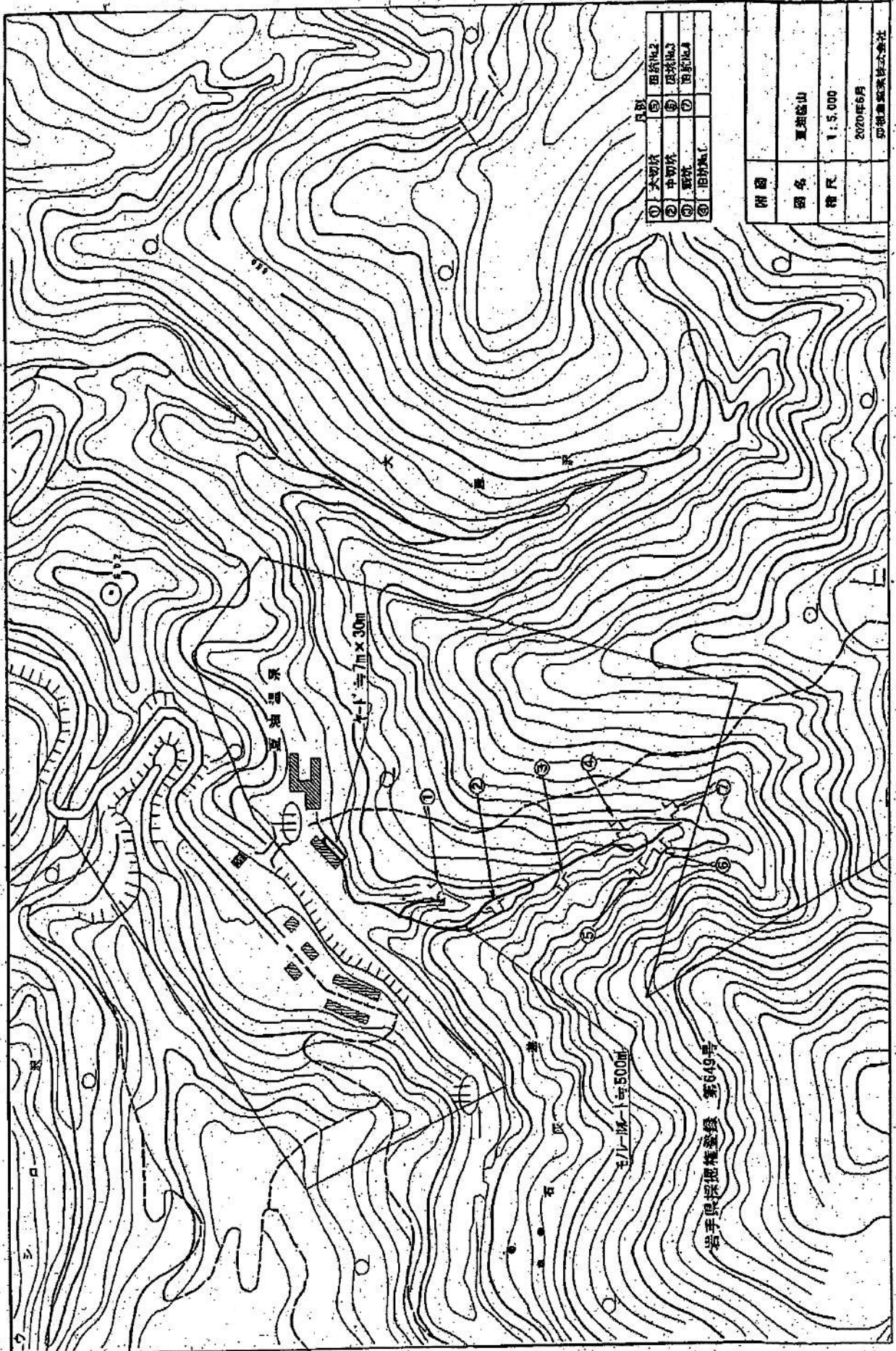
令和3年12月2日提出

北上市長 高橋敏彦

提案理由

鉾山閉塞請求調停事件について、花巻簡易裁判所から示された調停に代わる決定条項（案）に同意しようとするものである。

別紙1



①	大切取	⑤	西跡地
②	中切取	⑥	西跡地
③	敷取	⑦	西跡地
④	旧跡		

附圖	
図名	夏油山
縮尺	1:5,000
年月	2020年6月
	岩手県探検隊

岩手県探検隊 第649号